

3 バイオマスの利用目標

本町は、本町地域が農林業の盛んなことに加えて、農林業が盛んな田辺・西牟婁地域における交通の要所に位置することから、産品加工で発生するバイオマスなどの利用が重要視される。また、田辺・西牟婁地域における唯一の木質バイオマス利用発電施設が立脚されている。これらを踏まえ、本町におけるバイオマスの利用目標を次のとおり定める。

| バイオマス | | 令和5年度 利用量 | 令和5年度 利用率 | 令和15年度 利用量 | 令和15年度 利用率 |
|-----------|------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 廃棄物系バイオマス | | | | | |
| | 調味廃液 | 1,900 t | 100% | 1,900 t | 100% |
| 未利用バイオマス | | | | | |
| 林地 残材 | 搬出間伐 | 0 t | 0% | 10 t | 5% |
| | 切捨間伐 | 0 t | 0% | 10 t | 5% |
| | 主伐 | 900 t | 70% | 975 t | 75% |

第5 バイオマスの活用に関する取組方針について

1 バイオマスの活用の基本的事項

地球温暖化の防止の観点から、再生可能エネルギーへの関心が高まり、バイオマスを活用したエネルギーについても、その普及が求められている。また、化石燃料の資源は枯渇や円高、紛争によって安定した供給が、困難となる可能性もあり、エネルギーミックスの観点からも、様々な資源からエネルギーを生産することが重要となっている。

バイオマスは、再生可能な資源であり、これを製品の原材料や、エネルギー源として活用することは、持続可能な地域社会の構築に必要なものであると考えている。町内には、地域の産業と親和性の高いバイオマスエネルギーの生産施設が存在している。地域が一体となってバイオマスエネルギー資源を供給することにより、施設の安定稼働だけでなく、町内の各種産業の活性化が期待される。本方針では、町内におけるバイオマスエネルギー資源の効率的・効果的な供給方法に言及し、もって施設の安定稼働による再生エネルギーの恒久的・安定的な供給と、町内産業の活性化に資するものとする。

(1) 地域特性を活かした取組の推進

本町は、自然豊かな和歌山県紀南地方の交通結節点にあたり、農業・林業を中心とした一次産業の生産品が流通・加工されているという特性がある。また、町内においても農業・林業は欠かせない産業である。このような特性から、町内には一次産業から発生するバイオマス資源をエネルギーに変換する施設が存在し、現在でも成果を挙げている。

一方、物価高騰の影響もあり、一次産業から発生するバイオマスエネルギー資源の生産に関するコストは上昇傾向にあり、安定したエネルギー資源の供給を行うためには、更なる生産基盤の強化が必要となる。

(2) 環境保全との調和

バイオマスは、持続的に再生可能な資源であるが、生態系のバランスが崩れるような過剰な利用が行われた場合、その持続的な再生が損なわれるだけでなく、自然環境等に悪影響を及ぼす恐れがある。このため、バイオマスの活用を推進するにあたっては、環境の保全との調和が必要である。

2 各バイオマスの取組方針

(1) 家畜排せつ物

家畜排せつ物は、これまでと同様に堆肥として土づくりのために利用し、耕畜連携を一層推進することを基本とし、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づいた適正な管理を資源としての有効活用の促進を行う。

(2) 調味廃液

町内民間企業で取り組まれている梅調味廃液のエネルギー化について、企業と連携して、必要な取り組みを研究していく。

(3) 製材残材等

現在発生しているバークについては、主にエネルギー利用に供されている。また、チップ加工され、堆肥用としても活用されている。この取り組みが継続されるよう、状況の注視と研究を継続していく。

(4) 汚泥

これまでと同様に堆肥化し、農地還元を推進する。

(5) 林地残材

町内には、木質バイオマス発電施設があり、林地から発生する丸太については、町内外から供給されている。一方、林地残材となっている枝葉やタンコロといった端材については、一定程度の利用率があるものの、さらに効率的な搬出が求められており、集積率の向上と集積の低コスト化が必要である。特に間伐材については、丸太の収集も含めた対策が必要となる。

このため、森林経営計画の策定を推進し、県の補助事業を活用して、森林作業道の整備を図るなど、町内で林地残材の活用出来る条件整備を行うとともに、効率的に林地残材を収集・運搬・加工できる施設整備について、支援を実施していく。

第6 実施体制について

1 実施体制

バイオマスの活用を推進するため、関係者が目標を共有して連携をとりながら調整を図り、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。そのため、「上富田町バイオマス活用推進計画」に関係する各課、バイオマス事業者等と総合的に連携をとり、推進を図っていく。

2 各関係者の役割

(1) 上富田町

「上富田町バイオマス活用推進計画」の策定主体として、地域におけるバイオマスの発生状況と活用状況を把握するとともに、バイオマス活用の意義や活用の方向性等を示すものとする。

また、「上富田町バイオマス活用推進計画」に基づき、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組むほか、関連施設や事業等において、バイオマスの積極的な活用に努力する。

(2) 農林業者等

中山間地域において、地域に由来する資源を活用した新たな産業の展開は、農山漁村の活性化に重要な取組である。

バイオマスエネルギー資源の生産をもって、中山間地域の産業振興に資するべく、生産の効率化に取り組むとともに、生産にあたっては、地球環境や生態系、生物多様性の保全に配慮する。

(3) バイオマス事業者

様々なバイオマス発生を伴う生産活動をしている事業者において、廃棄しているものを燃料利用や堆肥化、発電などにより資源化、エネルギー化する取組を拡大されることが期待される。

特に、林地残材や製材端材を活用した木質バイオマス発電事業者においては、これまで町内で処理出来ていない林地残材を有効に活用するとともに、森林所有者や林業事業者等に対して少しでも多くの利益還元をすることで、町内および域内の林業活性化の起爆剤としての大きな役割を期待している。

第7 上富田町バイオマス活用推進計画の中間評価と事後評価について

1 中間評価の実施

計画の策定から5年が経過した時点で、バイオマスの利用量・利用率等を基に、計画の進捗状況や取組の効果について、中間評価を実施する。

また、バイオマスに関する状況の変化や、中間評価の結果を踏まえ、必要があると認められた場合は、本計画の内容を変更するものとする。

2 事後評価の実施

計画期間の最終年度において、バイオマスの利用量・利用率等を把握し、計画の進捗状況や取組の効果を評価する。